

発議第1号

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会  
会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成31年3月22日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会  
委員長 辻 浩一

理由 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、常任委員会の所管事  
項を改正する必要がある。

## 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市議会委員会条例（平成18年嬉野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「総務企画部、うれしの温泉観光課」を「行政経営部、総合戦略推進部」に、「産業建設部（うれしの温泉観光課を除く。）」を「産業振興部、建設部」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の嬉野市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項に規定する各常任委員会の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）に選任されている者は、それぞれこの条例による改正後の嬉野市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による常任委員会の委員長等に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる委員長等の任期は、改正前の条例第3条第1項の規定による当該委員会における委員の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項に規定する常任委員会において閉会中の継続審査又は調査が行われている事件は、それぞれ改正後の条例第2条第2項の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託された事件とみなす。

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員会定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の嬉野市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第2項に規定する各常任委員会の委員長、副委員長及び委員(以下「委員長等」という。)に選任されている者は、それぞれこの条例による改正後の嬉野市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項の規定による常任委員会の委員長等に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる委員長等の任期は、改正前の条例第3条第1項の規定による当該委員会における委員の残任期間と同一の期間とする。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項に規定する常任委員会において閉会中の継続審査又は調査が行われている事件は、それぞれ改正後の条例第2条第2項の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託された事件とみなす。</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員会定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次の表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>

【別記1】

改正案

名称	所管事項
総務企画常任委員会	行政経営部、総合戦略推進部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に関する事項並びに他の委員会に属さない事項
文教福祉常任委員会	市民福祉部（教育委員会から委任された事務を含む。）及び教育委員会（市民福祉部へ委任した事務を除く。）の所管に関する事項
産業建設常任委員会	産業振興部、建設部及び農業委員会の所管に関する事項

現 行

名称	所管事項
総務企画常任委員会	総務企画部、うれしの温泉観光課、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に関する事項並びに他の委員会に属さない事項
文教福祉常任委員会	市民福祉部（教育委員会から委任された事務を含む。）及び教育委員会（市民福祉部へ委任した事務を除く。）の所管に関する事項
産業建設常任委員会	産業建設部（うれしの温泉観光課を除く。）及び農業委員会の所管に関する事項